

## 標準下水道条例

## 第1章 総 則

(この条例の趣旨)

第1条 市(町村)の設置する公共下水道の管理については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。
- 二 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- 三 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- 四 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- 五 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- 六 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。
- 七 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- 八 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- 九 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- 十 水道及び給水装置 それぞれ水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。
- 十一 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。

## 第2章 排水設備の設置等

(排水設備の設置)

第3条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から〇〇日以内に当該排水設備を設置しなければならない。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては、公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備(以下この条において「公共ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- 二 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共ます等に固着させること。

- 三 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。
- 四 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市（町村）長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾 配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

- 五 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市（町村）長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾 配
200 未満	100 以上	100 分の 2 以上
200 以上 400 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
400 以上 600 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
600 以上 1500 未満	200 以上	100 分の 1.2 以上
1500 以上	250 以上	100 分の 1 以上

(排水設備等の計画の確認) 第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市（町村）長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市（町村）長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれ

のない変更にあつては、その旨を市（町村）長に届け出ることをもって足りる。

### 第3章 排水設備等の工事の事業に係る指定

#### （排水設備指定工事店の指定）

第6条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、市（町村）長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

- 2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から〇年とする。
- 3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

#### （指定の申請）

第6条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。

- 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市（町村）長に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名
- 3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 一 次条第1項第4号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
  - 二 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書
  - 三 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
  - 四 専属することとなる責任技術者の第6条の9の規定により交付された責任技術者証の写し
  - 五 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類

#### （指定の基準）

第6条の3 市（町村）長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- 一 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。
- 二 規則で定める機械器具を有する者であること。
- 三 〇〇都道府県内に営業所がある者であること。
- 四 次のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 第6条の13第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ハ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ニ 法人であって、その役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

2 市（町村）長は、第6条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとる。

（排水設備工事責任技術者）

第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理

二 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

三 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

四 第7条第1項に規定する検査の立ち会い

3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（責任技術者の登録）

第6条の5 市（町村）長は、第6条の4第1項において定める責任技術者についての登録を行う。

2 前項の登録の有効期間は、〇年とする。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き登録を受けようとするときは、登録の更新を受けなければならない。

（責任技術者の登録の申請）

第6条の6 第6条の4第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市（町村）長に提出しなければならない。

一 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

二 次条第1項に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類

三 次条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

（責任技術者の登録の資格）

第6条の7 責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2 市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - 二 次項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者
- 3 市（町村）長は、責任技術者の登録を受けている者が、この条例に違反したときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は〇月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

（責任技術者認定試験）

第6条の8 責任技術者認定試験は、責任技術者として必要な知識及び技能について、〇〇が行う。

- 2 責任技術者認定試験の受験資格、試験科目、受験手続その他責任技術者認定試験の実施細目は、規則で定める。

（責任技術者証）

第6条の9 市（町村）長は、第6条の7第1項に定める登録資格を有する者から第6条の6の申請があったときは、責任技術者としての登録を行い、責任技術者証を交付する。

- 2 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市（町村）の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 責任技術者は、第6条の7第3項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市（町村）長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

（指定工事店証）

第6条の10 市（町村）長は、指定工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、排水設備指定工事店証（「以下「指定工事店証」という。）を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、第6条の13第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市（町村）長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第6条の11 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則が定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

（変更の届出等）

第6条の12 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市（町村）長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第6条の13 市(町村)長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し又は〇月を越えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- 一 第6条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
- 二 第6条の4第1項の規定に違反したとき。
- 三 第6条の11に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。
- 四 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 六 不正の手段により第6条第1項の指定を受けたとき。

2 第6条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から〇〇日以内にその旨を市(町村)長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市(町村)の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

#### 第4章 公共下水道の使用

(除害施設の設置等)

第8条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- 一 温度 45度未満
- 二 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- 三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- 四 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 前項の規定は、1日当たりの平均的な下水の量が〇〇立方メートル未満である者には、適用しない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項

及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- 一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量  
1リットルにつき [380] ミリグラム未満
- 二 水素イオン濃度  
水素指数 5 を超え 9 未満
- 三 生物化学的酸素要求量  
1リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
- 四 浮遊物質  
1リットルにつき 600 ミリグラム未満
- 五 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - イ 鉱油類含有量  
1リットルにつき 5 ミリグラム以下
  - ロ 動植物油脂類含有量  
1リットルにつき 30 ミリグラム以下
- 六 窒素含有量  
1リットルにつき [240] ミリグラム未満
- 七 りん含有量  
1リットルにつき [32] ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- 一 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- 二 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

（除害施設の設置等）

第10条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- 一 カドミウム及びその化合物  
1リットルにつきカドミウム (0.1) ミリグラム以下
- 二 シアン化合物  
1リットルにつきシアン (1) ミリグラム以下
- 三 有機りん化合物  
1リットルにつき (1) ミリグラム以下
- 四 鉛及びその化合物  
1リットルにつき鉛 (0.1) ミリグラム以下
- 五 六価クロム化合物  
1リットルにつき六価クロム (0.5) ミリグラム以下
- 六 ひ素及びその化合物  
1リットルにつきひ素 (0.1) ミリグラム以下
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物  
1リットルにつき水銀 (0.005) ミリグラム以下

- |     |  |   |
|-----|--|---|
| 八   | アルキル水銀化合物                                | 検出されないこと。   |
| 九   | ポリ塩化ビフェニル                                | 1リットルにつき (0.003) ミリグラム以下  |
| 十   | トリクロロエチレン                                | 1リットルにつき (0.3) ミリグラム以下  |
| 十一  | テトラクロロエチレン                               | 1リットルにつき (0.1) ミリグラム以下  |
| 十二  | ジクロロメタン                                  | 1リットルにつき (0.2) ミリグラム以下  |
| 十三  | 四塩化炭素                                    | 1リットルにつき (0.02) ミリグラム以下   |
| 十四  | 1・2-ジクロロエタン                              | 1リットルにつき (0.04) ミリグラム以下   |
| 十五  | 1・1-ジクロロエチレン                             | 1リットルにつき (0.2) ミリグラム以下  |
| 十六  | シス-1・2-ジクロロエチレン                          | 1リットルにつき (0.4) ミリグラム以下  |
| 十七  | 1・1・1-トリクロロエタン                           | 1リットルにつき (3) ミリグラム以下  |
| 十八  | 1・1・2-トリクロロエタン                           | 1リットルにつき (0.06) ミリグラム以下   |
| 十九  | 1・3-ジクロロプロペン                             | 1リットルにつき (0.02) ミリグラム以下   |
| 二十  | テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)                | 1リットルにつき (0.06) ミリグラム以下   |
| 二十一 | 2-クロロ-4・6-ビスエチルアミノ-S-トリアジン (別名シマジン)      | 1リットルにつき (0.03) ミリグラム以下   |
| 二十二 | S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ) | 1リットルにつき (0.2) ミリグラム以下  |
| 二十三 | ベンゼン                                     | 1リットルにつき (0.1) ミリグラム以下  |
| 二十四 | セレン及びその化合物                               | 1リットルにつきセレン (0.1) ミリグラム以下   |
| 二十五 | ほう素及びその化合物                               | 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきほう素 (10) ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきほう素 (230) ミリグラム以下 |
| 二十六 | ふっ素及びその化合物                               | 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきふっ素 (8) ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきふっ素 (15) ミリグラム以下   |
| 二十七 | フェノール類                                   | 1リットルにつき (5) ミリグラム以下  |

- 二十八 銅及びその化合物 1リットルにつき銅(3)ミリグラム以下
- 二十九 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛(5)ミリグラム以下
- 三十 鉄及びその化合物(溶解性)  
1リットルにつき鉄(10)ミリグラム以下
- 三十一 マンガン及びその化合物(溶解性)  
1リットルにつきマンガン(10)ミリグラム以下
- 三十二 クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム(2)ミリグラム以下
- 三十三 ダイオキシソシン類 1リットルにつき{10}ピコグラム以下
- 三十四 温度 45度未満
- 三十五 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量  
1リットルにつき[380]ミリグラム未満
- 三十六 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- 三十七 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- 三十八 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- 三十九 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- イ 鉱油類含有量 1リットルにつき(5)ミリグラム以下
- ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき(30)ミリグラム以下
- 四十 窒素含有量 1リットルにつき[240]ミリグラム未満
- 四十一 りん含有量 1リットルにつき[32]ミリグラム未満
- 四十二 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第37号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)

当該排水基準に係る数値

- 2 前項の規定は、前項各号に掲げる物質又は項目のうち、規則で定めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が〇〇立方メートル未満であるものには、適用しない。

(水質管理責任者制度)

- 第11条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を市(町村)長に届け出なければならない。

(除害施設の設置等の届出)

- 第12条 除害施設を設置し、休止し又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市(町村)長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排除の停止又は制限)

- 第13条 市(町村)長は、公共下水道への排除が次の各号の一に該当するときは、排除を

停止させ、又は制限することができる。

- 一 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- 二 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- 三 前2号に掲げるもののほか、市（町村）長が管理上必要があると認めるとき。

（使用開始等の届出）

第14条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市（町村）長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

- 2 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

（使用料の徴収）

第15条 市（町村）は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

- 2 使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、集金、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。

- 3 使用料は、毎使用月の終日の翌日から起算して〇〇日以内に納入しなければならない。

- 4 前2項の規定にかかわらず、市（町村）長は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市（町村）長が必要があると認めたときに行う。

（使用料の算定方法）

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額に、1.05 を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

（表 略）

- 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

- 一 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市（町村）長が認定する。

- 二 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市（町村）長が認定する。

- 三 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して〇〇日以内に市（町村）長に提出しなければならない。

ならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市（町村）長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

- 3 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。

（資料の提出）

第17条 市（町村）長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

## 第5章 雑 則

（改善命令）

第18条 市（町村）長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

（行為の許可）

第19条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して市（町村）長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

一 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

二 物件の配置及び構造を表示した図面

（許可を要しない軽微な変更）

第20条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

（占 用）

第21条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（次条に規定する電線又は物件を除く。）（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市（町村）長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

一 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の目的

二 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の期間

三 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の場所

- 四 占用物件の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の期間
- 七 公共下水道の復旧の方法

2 市（町村）は、前項の許可を受けた者から、次の表に掲げる占用料を徴収する。

（表 略）

（暗渠の使用に係る調査）

第 21 条の 2 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分（以下単に「暗渠」という。）に電線又は下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 17 条の 3 に規定する物件（以下「電線等」という。）を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該暗渠についての使用の可能性を確認する調査（以下単に「調査」という。）を市（町村）長に申請しなければならない。

2 市（町村）長は、第 1 項に規定する調査の申請があった場合において、当該調査を行うことが必要であると認めるときは、調査の方法を当該調査を申請した者に指示するものとする。

（暗渠の使用）

第 21 条の 3 暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市（町村）長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 暗渠の使用の目的
- 二 暗渠の使用の期間
- 三 暗渠の使用の場所及び電線等の設置場所
- 四 電線等の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の期間
- 七 公共下水道の復旧の方法

2 前条第 1 項に規定する調査を申請した者が自ら当該調査を行った場合においては、前項の申請書に当該調査の結果を記載した書面を添付しなければならない。

（暗渠の使用に係る許可の基準）

第 21 条の 4 市（町村）長は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準のすべてに適合するときは、当該使用を許可することができる。

一 暗渠について使用の申請をする者（以下「申請書」という。）が敷設しようとする電線等が以下の技術的基準に適合すること。

- イ 電線等を敷設する箇所が下水の排除及び暗渠の管理上支障のない箇所であること。
- ロ 電線等を敷設する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び暗渠の管理上支障のないものであること。

- ハ 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。
- ニ 電線等の敷設により砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積し下水の排除に著しい支障が生じることがないものであること。
- ホ 電線等は、原則として電圧のかからないものであること。
- ヘ その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。
- 二 申請者による電線等の敷設に係る工事又は電線等の維持管理の方法が、市（町村）長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。
- 三 申請者がその責に帰すべき事由により暗渠の使用に係る許可の取消しを受けたこと（許可の取消しを受けた法人において、当該取消しがあった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。）であったことを含む。）がないこと。
- 四 申請者が法人である場合、その役員のうち前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。
- 五 申請者が個人である場合、その支配人の中に第 3 号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。
- 六 申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。
- 七 暗渠の使用が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等も含む。）の取得が可能であると見込まれること。
- 八 使用の申請に係る暗渠において下水道の管理その他の公共目的の電線等を敷設する具体的な計画があり、電線等を複数敷設することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的な敷設が可能であると見込まれること。
- 2 市（町村）長は、申請者による使用の申請があつた日から 1 月以内に使用の可否についての決定をするものとする。
- 3 市（町村）長は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。
- 4 市（町村）長は、第 1 項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。
- 5 市（町村）長は、第 1 項の許可を受けた者から、暗渠の使用に係る使用料（以下「暗渠使用料」という。）を徴収する。

（許可の条件）

第 21 条の 5 市（町村）長は、前条第 1 項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項

について、許可する際の条件に定めるものとする。

- 一 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市（町村）長に対して自己の責に帰すべき事由により暗渠の使用の中止を求める場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。
- 二 使用者は、暗渠の使用期間を満了した際に使用の更新の申請をしない場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。
- 三 使用者は、使用の許可が取り消された場合には、当該使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

（占用期間）

第 21 条の 6 第 21 条第 1 項の規定による占用の期間は、5 年以内とする。

（使用期間等）

第 21 条の 7 第 21 条の 3 第 1 項の規定による使用の期間は、5 年以内とする。

- 2 市（町村）長は、使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第 21 条の 4 第 1 項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、市（町村）長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。

（使用の許可の取消し）

第 21 条の 8 市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者の使用の許可を取り消すことができる。

- 一 使用者が暗渠に敷設した電線等が第 21 条の 4 第 1 項に規定する基準に該当しなくなった場合
- 二 使用者が暗渠使用料を支払わなかった場合
- 三 使用者が使用期間中に使用の許可を受けた暗渠を使用している実態がない場合
- 四 使用者が暗渠の使用に係る虚偽の申請を行うことによって使用の許可を受けた場合
- 五 使用の申請内容と使用している実態が過度に異なる場合
- 六 使用者が使用条件に違反した場合
- 七 前各号に掲げる場合のほか、市（町村）長が使用期間中に公益上やむを得ない理由により電線等について撤去の必要があると判断した場合

（原状回復）

第 22 条 第 21 条第 1 項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市（町村）長が原状に回復することが不相当であると認めたときは、この限りでない。

- 2 市（町村）長は、第 21 条第 1 項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

3 市（町村）長は、使用期間が満了したとき又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなったときは、当該使用者に対して、第 21 条の 5 の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。

4 市（町村）長は、第 21 条の 5 の規定に基づき定めた原状回復に係る条件の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不適當であると認めるときは、使用者に対して、必要な指示をすることができる。

（手数料）

第 23 条 市（町村）は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- |            |           |
|------------|-----------|
| 一 責任技術者の登録 | 1 件につき〇〇円 |
| 二 指定工事店の指定 | 1 件につき〇〇円 |

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

（使用料等の督促）

第 24 条 市（町村）長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後〇〇日以内に、規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発行の日から〇〇日以内とする。

3 督促状を発行した場合は、1 通につき〇〇円の督促手数料を徴収する。

4 使用料等に関して督促をした場合は、当該使用料等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年〇〇. 〇パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年〇〇. 〇パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

（使用料等の減免）

第 25 条 市（町村）長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減免することができる。

（規則への委任）

第 26 条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰 則

（罰 則）

第 27 条 次の各号に掲げる者は、5 万円以下の過料に処する。

- 一 第 5 条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者
- 二 第 6 条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者

- 三 偽りその他不正な手段により第6条の5に規定する責任技術者の登録を受けた者
- 四 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- 五 第8条又は第10条の規定に違反した使用者
- 六 第12条の規定による届出を怠った者
- 七 第17条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- 八 第18条に規定する命令に違反した者
- 九 第22条第2項、第3項及び第4項の規定による指示に従わなかった者
- 十 第5条第1項、第19条の規定による申請書又は図書、第5条第2項本文、第12条、第14条の規定による届出書、第16条第2項第3号の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第28条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

### 3 指定工事店及び責任技術者関係

#### (1) 標準下水道排水設備指定工事店規則

下水道を実施する各地方自治体では、上記各通知にのっとり、その下水道条例において、排水設備の施工に関して一定の要件を備えた工事業者を排水設備工事の「指定工事店」として指定し、排水設備等の工事は、これらの指定工事店でなければ行ってはならないことを定めている。

また、この条例の施行のため「指定工事店規則」等を定め、排水設備工事の施工に関して一定水準以上の技術力を持った者を有資格の技術者として登録し、この技術者の専属を指定工事店の指定の基本要件としているのが通常である。

しかし、それらの制度の内容は、各地方公共団体の事業実施の経緯や、社会経済的状況等を反映して必ずしも一様ではなく、これから新しい制度を作っていこうとする市町村等からは、モデルとしての標準的な規則の作成が望まれてきた。

そこで、平成3年9月に、都道府県単位での統一的な責任技術者認定試験等の実施方法を内容とした「下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習標準実施要綱」を作成したのに続いて、平成4年8月に「標準的な下水道排水設備指定工事店規則」を作成した。

同規則については、「排水設備工事に係る指定工事店制度の競争性及び透明性の確保について」（平成7年8月10日付け建設省都下企発第34号）により平成7年8月、「排水設

○和歌山市下水道条例

昭和59年3月30日  
条例第17号

和歌山市下水道条例(昭和48年条例第17号)の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市の設置する下水道の管理及び使用については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水、汚水、下水道、公共下水道、都市下水路、終末処理場、排水区域及び処理区域 法第2条に規定する下水、汚水、下水道、公共下水道、都市下水路、終末処理場、排水区域及び処理区域をいう。
- (2) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備(し尿浄化槽を除く。)をいう。
- (3) 除害施設 法第12条第1項及び法第12条の11第1項に規定する除害施設をいう。
- (4) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (5) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- (6) 水道及び給水装置 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。
- (7) 工業用水道 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第3項に規定する工業用水道をいう。
- (8) 下水道検査員 排水設備、除害施設等の検査に当たる本市の職員をいう。

(代理人等の選定)

第3条 使用者又は排水設備を設けなければならない者が市内に居住しない場合は、市内に居住する者のうちから代理人を選定し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 使用者が、水道水を共同で使用している場合は、その水道水の使用者のうちから総代人を選定し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

3 前項の総代人は、和歌山市水道事業給水条例(昭和36年条例第8号)第18条の3第3項の規定により総代人として届け出た者をもつてこれに充てる。

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。)に固着させること。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。
- (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口(単位 人)	排水管の内径(単位 ミリメートル)
150未満	100以上
150以上300未満	150以上
300以上600未満	200以上
600以上	250以上

(勾配)

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積(単位 平方メートル)	排水管の内径(単位 ミリメートル)
200未満	100以上
200以上600未満	150以上
600以上	200以上

(勾配)

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第5条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。次条において同じ。)の新設等を行おうとするときは、次の各号の定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもつて足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等指定工事店(排水設備等工事責任技術者が専属して従事する工事店で、市長の指定を受けたものをいう。以下同じ。)でなければ行つてはならない。

2 前項に規定する排水設備等指定工事店の指定等に関し必要な事項は、和歌山市排水設備等指定工事店条例(平成13年条例第26号)の定めるところによる。→別添条(あり)

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行つた者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、下水道検査員の検査を受けなければならない。

2 下水道検査員は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、排水設備等の新設等を行つた者に対し、検査済証及び章標を交付するものとする。

(従来からの排水設備等の認定)

第9条 従来からの排水設備等を使用しようとする者は、市長に届け出て、下水道検査員の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、その排水設備等が、排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合していると認めるとき、又は市長が適当と認めるときは、従来からの排水設備等を使用しようとする者に対し、検査済証及び章標を交付するものとする。

### 第3章 公共下水道の使用

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第10条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているものに限る。以下第12条において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道(和歌川終末処理場で処理される汚水に限る。)を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第3号及び第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第7号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。

3 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、当該下水について第1項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質(前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める水質)より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第1項に規定する水質の基準は前2項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(除害施設の設置)

第11条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除外施設を設けなければならない。ただし、市長が定めるものについては、この限りでない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量  
 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下  
 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) 沃よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満  
 第12条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けなければならない。ただし、市長が定めるものについては、この限りでない。

- (1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値(同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値)  
 (2) 温度 45度未満  
 (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満  
 (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満  
 (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満  
 (6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満  
 (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量  
 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下  
 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下  
 (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満  
 (9) 燐りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(10) 前各号に掲げる項目又は物質以外の項目又は物質で和歌山市排出水の色等規制条例(平成3年条例第44号)第8条の規定により当該公共下水道からの放流水に関する基準が定められたもの(濁りを除く。) 当該基準に係る数値

製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道(和歌川終末処理場で処理される汚水に限る。)を使用する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第5号及び第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」とする。

(改善命令等)

第12条の2 市長は、前条の基準に適合しない下水を排除しようとし、又は現に排除している使用者に対し、期限を定めて除害施設の設置その他必要な措置を命じ、又は公共下水道への排除の一時停止を命じることができる。

(除害施設の新設等の届出及び検査)

第13条 除害施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

2 除害施設の新設等をした者は、工事完了後速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(し尿排除の制限)

第14条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によつてこれをしなければならない。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者が、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

(使用料)

第16条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別表第1に定めるところにより算出した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に定める基準を超える水質の汚水を排除する者に係る使用料の額は、別表第1に定めるところにより算出した額に別表第2に定めるところにより算出した額を加算した額とする。ただし、汚水の排除量が、市長の定める量に満たない場合は、この限りでない。

- (1) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に200ミリグラム  
 (2) 化学的酸素要求量 1リットルにつき200ミリグラム  
 (3) 浮遊物質 1リットルにつき200ミリグラム

4 前2項に定める使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 前条に規定する届出をしないで公共下水道の使用の開始、休止若しくは廃止又は再開をした者については、市長が、使用を開始し、又は使用を止めた日を確認し、その日から、又はその日までの使用料を徴収する。

6 月の途中において公共下水道の使用の開始、休止若しくは廃止又は再開をしたときの使用料の算定は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日以内のもの基本料金は、別表第1に規定する基本料金の2分の1の額として算定する。  
 (2) 使用日数が15日を超えるときは、1月とみなす。

(使用料の徴収方法)

第17条 使用料は、納入通知書により、隔月に2月分を一括して使用者又は総代人から徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、土木建築工事に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において、必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させ

ることができる。この場合において使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたときその他市長が必要と認めたとときに行う。

3 使用者が水道の共同給水装置を他の使用者と共同で使用している場合の使用料は、共同使用者が連帯して納付しなければならない。

4 前項に規定する使用料は、第3条第2項の総代人によつて納入しなければならない。

(排除汚水量の認定)

第18条 市長は、次の各号に定めるところにより、使用料算定の基準となる排除汚水量を認定する。

(1) 水道水又は工業用水道水を使用したときは、その使用水量を排除汚水量とする。

(2) 共同給水装置により水道水を使用したときの排除汚水量は、各戸均等とみなす。ただし、市長が必要と認めるときは、各戸の排除汚水量を認定することができる。

(3) 井水その他水道水及び工業用水道水以外の水(以下「井水等」という。)を使用したときの排除汚水量は、規則で定めるところにより認定する。

(4) 水道水、工業用水道水、井水等を併せて使用したときの排除汚水量は、前各号により認定された排除汚水量を合算したものとする。

(5) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎月の排除した汚水の量を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前各号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(6) 前各号によりがたい場合は、使用者の申告により当該使用者の汚水排除の態様を勘案して市長が排除汚水量を認定する。

2 排除汚水量は、2月ごとに計算して認定する。この場合の排除汚水量は、各月均等とみなす。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(汚水の水質の認定)

第19条 汚水の水質の認定は、法第11条の2の届出に係る資料によるほか、当該汚水の試料を採取し、

2 前項の試料の分析は、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省、建設省令第1号)に定める方法によるものとする。

(資料の提出)

第20条 市長は、使用料の徴収その他の下水道の管理に関し、必要な限度において、使用者又は関係人から資料の提出を求めることができる。

#### 第4章 行為の許可等

(行為の許可)

第21条 法第24条第1項又は法第29条第1項の許可を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第22条 法第24条第1項又は法第29条第1項の条例で定める軽微な変更は、下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件でこれらの規定による許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であつて、当該許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(法第24条第1項の許可を受けた排水施設への接続の許可等)

第22条の2 第21条の規定により法第24条第1項の許可を受けた排水施設に下水を排除するための工作物を接続しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた工作物については排水設備について規定するこの条例の規定を適用し、その工作物から下水を排除する者については第21条の規定により法第24条第1項の許可を受けた排水施設から下水を排除する者に適用されるこの条例の規定を適用する。

(占用の許可)

第23条 下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条において「占用物件」という。)を設け、継続して下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項又は法第29条第1項の許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。

2 占用許可の期間は、下水道に下水を排除する排水施設、橋、水道管、ガス管又は電線については、10年以内とし、その他のものについては、3年以内とする。許可の期間が満了した場合において、これを更新しようとするときの期間についても同様とする。

3 市長は、第1項の占用許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1) 下水道に下水を排除することを目的とする占用物件

(2) 国の行う事業で一般会計をもつて経理するものに係る占用物件

(3) 国の行う事業で特別会計をもつて経理するもののうち企業性格を有しない事業及び郵政事業に係る占用物件

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

4 前項の占用料については、和歌山市道路占用料条例(昭和28年条例第32号)を準用する。

(原状回復)

第24条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、下水道を原状

に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(使用料等の減免)

第25条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料又は占用料を減免することができる。

#### 第5章 雑則

(助成措置)

第26条 市長は、使用者が第12条第1項第10号に掲げる項目又は物質の除害施設を設置しようとするときは、その者に対し、適切な指導及び助成に努めるものとする。

(規則への委任)

第27条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

(罰則)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、10,000円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者
- (2) 第7条の規定に違反して工事を行った者
- (3) 第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出を行わなかった者又は検査を拒否した者
- (4) 第13条の規定による届出を行わなかった者又は同条第2項の規定による検査を拒否した者
- (5) 第15条の規定による届出を行わなかった者
- (6) 第20条の規定による資料の提出を拒否し、又は怠つた者
- (7) 第6条若しくは第21条の規定による申請書、第18条第1項第5号の規定による申告書又は第20条の規定による資料で不実の記載があるものを提出した者
- (8) 第21条の規定による許可を受けずに行為をした者
- (9) 第23条第1項の規定による許可を受けずに占用した者
- (10) 第24条第1項の規定に違反して占用物件を除却しなかつた者又は同条第2項の規定による指示に従わなかつた者

第29条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則(昭和59.5.26第7条及び第26条施行、規則29 昭和59.11.1第7条及び第26条を除く各規定施行、規則65)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の和歌山市下水道条例の規定に基づいてした処分、手続、その他の行為は、この条例中に相当する規定があるときは、この条例に基づいてしたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年10月3日)

この条例は、和歌山市下水道条例(昭和59年条例第17号)(第7条及び第26条の規定を除く。)の施行の日から施行する。

附 則(昭和62年3月28日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和62年11月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の和歌山市下水道条例附則第2項の表(1)の規定は、昭和62年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の和歌山市下水道条例の規定は、昭和62年11月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年3月31日)

- 1 この条例は、昭和63年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市下水道条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月31日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定されたものうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成3年3月26日)

1 この条例は、平成3年7月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成3年12月21日)

1 この条例は、平成4年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市下水道条例第12条の規定により同条第1項第7号に掲げる項目又は物質の除害施設を設けなければならない者についての同条の規定は、平成6年3月31日までの間、適用しない。

附 則(平成7年3月14日)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年10月4日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月27日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定されたものうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成10年3月26日)抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年10月4日)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月27日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に排水設備等工事指定業者の登録を受けている者は、この条例による改正後の和歌山市下水道条例第7条の規定の適用については、排水設備等指定工事店の指定を受けた者とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月28日)抄

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月27日)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成14年12月26日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月25日)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月5日)

この条例は、下水道法の一部を改正する法律(平成17年法律第70号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成17年11月1日)

別表第1(第16条関係)  
(1月当たり)

区分	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
一般汚水	10立方メートルまで	945円	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	126円
			30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	162円75銭
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	178円50銭

		500立方メートルを超える分	199円50銭
公衆浴場汚水	排除汚水量1立方メートルにつき		10円50銭

## 別表第2(第16条関係)

水質区分		料金(1立方メートルにつき)	
汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	200ミリグラムを超え300ミリグラムまでの分	10円50銭	
	300ミリグラムを超える分	10円50銭に、300ミリグラムを超える分につき100ミリグラム(100ミリグラム未満の端数は、100ミリグラムとする。)増すごとに8円40銭を加えた額	
汚水1リットル中の浮遊物質量	200ミリグラムを超え300ミリグラムまでの分	15円75銭	
	300ミリグラムを超える分	15円75銭に、300ミリグラムを超える分につき100ミリグラム(100ミリグラム未満の端数は、100ミリグラムとする。)増すごとに18円90銭を加えた額	

〔注〕 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量については、それらのうち数値の大きい方による。

## ○和歌山市排水設備等指定工事店条例

平成13年3月28日

条例第26号

(趣旨)

第1条 和歌山市下水道条例(昭和59年条例第17号。第10条第2項において「条例」という。)第7条第1項に規定する排水設備等指定工事店(以下「指定工事店」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定工事店の指定)

第2条 指定工事店の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 次条第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款の写し及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録原票に記載した事項に関する証明書(第11条第1項において「外国人登録済証明書」という。)
- (3) 営業所の平面図及び付近見取図並びに内部及び外部の写真
- (4) 専属して従事する排水設備等工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の名簿及び雇用関係を証する書類
- (5) 次条第2号で定める機械器具を有することを証する書類
- (6) その他規則で定める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、指定工事店の指定をするものとする。

(指定の基準)

第3条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条第2項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、専属して従事する責任技術者を1人以上有している者であること。
- (2) 排水設備等の新設等の工事の施工に必要な設備及び器材を有している者であること。
- (3) 市内に営業所を有している者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 第8条第1項の規定により指定工事店の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足る相当の理由がある者

エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定工事店証)

第4条 市長は、第2条第2項の規定により指定をしたときは、排水設備等指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第5条 指定工事店は、下水道に関する法令の定めるところに従い、適正な排水設備等の工事の施工に努めなければならない。

(調査)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、指定工事店の指定基準の要件その他業務の執行に関し、調査することができる。

(指定の承継)

第7条 指定工事店を合併し、分割し、又はその営業を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければ、第2条第2項の規定による指定を承継することができない。

2 前項の規定による指定の承継を受けた場合の指定有効期間は、当該指定工事店の残存指定有効期間とする。

(指定工事店の指定の取消し等)

第8条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて指定の効力を停止することができる。

- (1) 第3条各号に適合しなくなったとき。
- (2) 第10条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第5条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備等の工事の施工ができないと認められるとき。
- (4) 次条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) その施工する排水設備等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 不正の手段により第2条第2項の指定を受けたとき。

2 指定工事店は、前項の規定により指定を取り消されたときは、指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。

(届出)

第9条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、

その旨を市長に届け出なければならない。

(責任技術者)

第10条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 条例第8条第1項に規定する検査の立会い

3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(責任技術者の登録)

第11条 責任技術者の登録を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (2) 次条第1項に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類
- (3) 次条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (4) その他規則で定める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、責任技術者の登録をするものとする。

(責任技術者の登録の資格)

第12条 市長が指定する責任技術者試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 第15条第1項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(責任技術者証)

第13条 市長は、第11条第2項の規定により登録をしたときは、排水設備等工事責任技術者証(次条及び第17条において「責任技術者証」という。)を交付する。

(責任技術者証の携帯)

第14条 責任技術者は、その職務を行う場合は、責任技術者証を携帯し、市の職員その他関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(責任技術者の登録の取消し等)

第15条 市長は、責任技術者の登録を受けている者が、下水道に関する法令に違反したときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて登録の効力を停止することができる。

2 第8条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(有効期間)

第16条 指定工事店の指定有効期間及び責任技術者の登録有効期間は、指定の日又は登録の日から起算して5年とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これらの有効期間を変更することができる。

2 指定工事店又は責任技術者は、前項の有効期間満了後引き続き指定又は登録を受けようとするときは、有効期間満了1月前までに市長に申請しなければならない。

3 第2条第2項及び第11条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(指定工事店証等の再交付)

第17条 指定工事店又は責任技術者は、指定工事店証若しくは責任技術者証(以下この条において「指定工事店証等」という。)の記載事項に変更があったとき又は指定工事店証等を破損し、汚損し、又は亡失したときは、市長に書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

(告示)

第18条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示する。

- (1) 第2条第2項の規定により指定したとき。
- (2) 第7条第1項の規定により指定の承継を承認したとき。
- (3) 第8条第1項の規定により指定を取り消したとき。
- (4) 指定を辞退したとき。
- (5) 第16条第3項において準用する第2条第2項の規定により指定したとき。
- (6) 第1号及び前号の規定による告示事項に変更があったとき。

(手数料)

第19条 指定工事店の指定等又は責任技術者の登録等を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 排水設備等指定工事店指定申請手数料 1件につき 20,000円
- (2) 排水設備等指定工事店指定更新申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 排水設備等工事責任技術者登録申請手数料 1件につき 4,500円
- (4) 排水設備等工事責任技術者登録更新申請手数料 1件につき 3,500円

- (5) 排水設備等指定工事店証再交付手数料 1件につき 1,500円
- (6) 排水設備等工事責任技術者証再交付手数料 1件につき 1,500円  
(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に指定工事店又は責任技術者として指定又は登録を受けている者は、この条例の相当規定により指定工事店又は責任技術者として指定又は登録を受けたものとみなす。

附 則(平成13年7月9日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月3日)

この条例は、平成17年3月7日から施行する。

## ○橋本市下水道条例

平成18年3月1日  
条例第200号

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)  
 第2章 排水設備の設置等(第3条—第8条)  
 第3章 公共下水道の使用(第9条—第20条)  
 第4章 雑則(第21条—第27条)  
 第5章 罰則(第28条・第29条)  
 附則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 本市の設置する公共下水道の管理及び使用については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。  
 (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。  
 (3) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。  
 (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。  
 (5) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。  
 (6) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。  
 (7) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。  
 (8) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。  
 (9) 水道及び給水装置 それぞれ水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。  
 (10) 使用料にかかる給水区域 橋本水道の給水区域及び高野口水道の給水区域とは、橋本市水道事業の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第212号)第2条第2項に規定する区域をいう。

## 第2章 排水設備の設置等

## (排水設備の設置)

第3条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、遅滞なく当該排水設備を設置しなければならない。ただし、くみ取便所においては供用開始の日から3年以内に、その便所を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。)に改造しなければならない。

## (排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては、公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備(以下「公共ます等」という。)で汚水を排除すべきものに固着させること。  
 (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。  
 (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上(勾配100分の3以上)とすることができる。

排水人口(単位 人)	排水管の内径(単位 ミリメートル)	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

## (排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。

## (排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、橋本市下水道排水設備指定工

事店条例(平成18年橋本市条例第201号)第2条第1項に規定する工事店(以下「下水道排水設備指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する下水道排水設備指定工事店の指定等に関し必要な事項は、橋本市下水道排水設備指定工事店条例の定めるところによる。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときは、市長は、検査済証を交付するものとする。

(公共ます等の取付及び費用負担)

第8条 公共下水道に汚水を流入させるために市長が設置する公共下水道の公共ます等の箇所数は、1つの敷地につき1箇所とする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する箇所数を超えて、公共ます等の設置を特別に必要とする者は、その費用及び当該設置に伴う公共下水道の改築の費用を負担しなければならない。

### 第3章 公共下水道の使用

(除害施設の設置等)

第9条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 前項の規定は、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第10条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のものと和歌山県水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例(昭和47年和歌山県条例第33号)により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められている場合(第4号から第7号までに掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)にあっては、当該排水基準に係る数値とする。

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(1) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域(沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(2) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域若しくは海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(除害施設の設置等)

第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して公共下水道に排除しようとする者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので和歌山県水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準等を定める条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められている場合(第6号から第9号までに掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)にあっては、当該排水基準に係る数値とする。

2 前項の規定は、同項各号に掲げる物質又は項目のうち、第2号から第10号までについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。

(水質管理責任者の選任)

第12条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(除害施設の設置等の届出)

第13条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 除害施設の設置等を行った者は、工事完了後速やかに、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(排除の停止又は制限)

第14条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

3 橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号。以下「給水条例」という。)第13条の届出をした者が以下の事由により使用者となったときは、第1項の届出をしたものとみなす。

- (1) 汚水の集合処理団地の区域からの移管

(代表者の選定及び変更)

第16条 排水設備を共有する者又は共同で使用する者その他市長が必要と認めた者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、代表者を選定し、市長に届け出なければならない。代表者を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料の徴収及び納期限)

第17条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、上水道使用料と同一の方法により徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

3 使用料の納期限は、給水条例の規定によるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要と認めたとときに行う。

(使用料の算定方法)

第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額とする。

(1月当たり)

区分	基本料金		超過料金	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
橋本水道の給水区域の一般排水	10立方メートルまで	1,150円	1立方メートルにつき	115円
高野口水道の給水区域の一般排水	10立方メートルまで	1,300円	1立方メートルにつき	130円

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とし、当該使用水量は、給水条例の規定によるものとする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 給水装置の故障等により水道の使用水量と公共下水道に排除する汚水の量が著しく異なることが明白である場合は、市長が汚水の量を認定することができる。

- (3) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(4) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を

記載した申告書を、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、その申告書の記載内容を検討してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

- 3 使用者が公共下水道の使用を開始したときの使用水量は、その使用開始の日の属する月分から算定するものとする。
- 4 使用者が給水条例第25条に規定する定例日以外の日において、公共下水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合は、その日の属する月分の料金は、超過料金にて算定する。
- (測定のための装置の設置)
- 第19条 市長は、工場若しくは事業場から排除される汚水の排出量又は水質を認定するため必要があると認めるときは、当該工場又は事業場の敷地内の適当な場所に測定のための装置を設置することができる。
- 2 使用者が前項の規定により設置された装置を亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災地変その他使用者の責めに帰さない場合は、この限りでない。
- 3 市長は、関係職員を計測器具の計測、維持、修繕又は撤去に必要な限りで計測器具の設置してある場所に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。
- 4 前項の規定により、設置場所に立ち入る職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(資料の提出)

- 第20条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

#### 第4章 雑則

(改善命令)

- 第21条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

- 第22条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

- 第23条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

(占用)

- 第24条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条及び次条において「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

- 2 市は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、国の行う事業に係る占用物件については、この限りでない。

- 3 前項の占用料の額及び徴収方法については、橋本市道路占用料条例(平成18年橋本市条例第204号)の規定を準用する。

(原状回復)

- 第25条 前条第1項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(使用料の減免又は徴収猶予)

- 第26条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない使用料の全部若しくは一部を減免し、又は徴収猶予することができる。

(委任)

- 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

(罰則)

- 第28条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者
- (2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかつた者

た者

- (4) 第9条又は第11条の規定に違反した使用者
- (5) 第13条の規定による届出を怠った者
- (6) 第20条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第21条に規定する命令に違反した者
- (8) 第25条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (9) 第5条第1項、第22条の規定による申請書又は図面、第5条第2項本文、第13条、第15条の規定による届出書、第18条第2項第4号の規定による申告書又は第20条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第29条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の橋本市下水道条例(平成12年橋本市条例第41号)又は高野口町下水道条例(平成12年高野口町条例第10号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日において、給水条例の規定により現に給水を受けている者の排水に係る下水道使用料は、給水条例附則第3項の規定を準用する。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

## ○橋本市下水道排水設備指定工事店条例

平成18年3月1日  
条例第201号

(趣旨)

第1条 この条例は、橋本市下水道条例(平成18年橋本市条例第200号。以下「下水道条例」という。)第6条第1項及び橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第174号。以下「農集条例」という。)第8条第2項に規定する下水道排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定工事店の指定)

第2条 下水道条例第6条及び農集条例第8条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長は、これを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)が1人以上専属していること。
- (2) 橋本市内又は伊都郡内に営業所があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 工事業者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ない場合
  - イ 工事業者が第15条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、当該取消しのあつた日から起算して2年を経過していない場合
  - ウ 指定工事店が、第9条第1項の規定により指定を取り消され、当該取消しのあつた日から起算して2年を経過していない場合
  - エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
  - オ 法人にあつては、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第3号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第3条 指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書、経歴書及び前条第1項第3号アに該当しないことを証する書類
- (2) 法人にあつては、商業登記簿謄本等、定款の写し及び役員に関する前号に定める書類
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 専属責任技術者名簿及び雇用関係を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定工事店証)

第4条 市長は、指定工事店としての指定を行ったときは、下水道排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、第9条第1項の規定により指定を取り消され、又は指定の効力を一時停止されたときは、速やかに指定工事店証を市長に返納しなければならない。
- 4 前項に規定するもののほか、指定工事店証の再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第5条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

(指定の有効期間)

第6条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から起算して5年とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、有効期間を変更することができる。

(調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、指定工事店の指定基準の要件その他業務の執行に関し、調査することができる。

(異動の届出義務)

第8条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があつたとき又は排水設備等の新設等の工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第9条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は1年を超えない範囲内において市長が定める期間、指定の効力を停止することができる。

- (1) 第2条の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 第5条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。
- (3) 第13条の規定に違反したとき。
- (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 排水設備等の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 不正の手段により指定工事店としての指定を受けたとき。

2 前項の規定による処分をしたときは、その旨を当該指定工事店に通知しなければならない。

(責任技術者の登録)

第10条 責任技術者の登録を受けようとする者は、市長が指定する期間に、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書及び写真
- (2) 次条第1項に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類
- (3) 次条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、責任技術者についての登録を行うものとする。

(責任技術者の被登録資格)

第11条 市長が指定する責任技術者試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2 前項に規定する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、登録を行わないことができる。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない場合
- (2) 第15条の規定により責任技術者の登録を取り消され、当該取消しのあった日から2年を経過していない場合

(責任技術者証)

第12条 市長は、第10条第2項の規定により責任技術者の登録をしたときは、下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)を交付する。

2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、責任技術者証を携帯し、市の職員その他関係人の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、第15条の規定により登録を取り消されたときは、速やかに責任技術者証を市長に返納しなければならない。また、同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、当該期間中は責任技術者証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(責任技術者)

第13条 指定工事店は、営業所に次項各号に掲げる職務をさせるため、第10条第2項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 下水道条例第7条第1項及び農集条例第9条第1項の検査の立会

(登録の有効期間)

第14条 登録の有効期間は、責任技術者としての登録を受けた日から起算して5年とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、有効期間を変更することができる。

2 責任技術者は、前項の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録の更新を受けなければならない。

(登録の取消し又は停止)

第15条 市長は、責任技術者が下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに違反したときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において市長が定める期間、登録の効力を停止することができる。

(公示)

第16条 市長は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、これを公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は指定の効力を停止したとき。
- (3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- (4) 前3号の規定による公示事項に変更があったとき。

(審査委員会の設置)

第17条 市長は、指定工事店の指定等に関する事項を審議するため、橋本市下水道排水設備指定工事店等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の設置、審議事項及び運営等に関する事項は、別に定めるものとする。

(手数料)

第18条 指定工事店の指定等又は責任技術者の登録等を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 指定工事店の登録 1件につき10,000円
- (2) 指定工事店の更新登録 1件につき5,000円
- (3) 責任技術者の登録 1件につき5,000円
- (4) 責任技術者の更新登録 1件につき3,000円

2 既納の手数料は、返還しない。

3 前2項に規定するもののほか、手数料に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の橋本市下水道排水設備指定工事店条例(平成14年橋本市条例第32号)又は高野口町下水道排水設備指定工事店規則(平成12年高野口町規則第8号)(次項においてこれらを「合併前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例等により交付された下水道排水設備指定工事店証は、それぞれこの条例の規定により交付された下水道排水設備指定工事店証とみなす。

○泉南市下水道条例

平成5年3月1日  
条例第1号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 排水設備の設置等(第3条—第10条)
- 第3章 公共下水道の使用(第11条—第17条)
- 第4章 使用料(第18条—第24条)
- 第5章 行為の許可及び占用(第25条—第29条)
- 第6章 都市下水路(第30条)
- 第7章 罰則(第31条・第32条)
- 第8章 雑則(第33条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市の設置する公共下水道及び都市下水路の管理及び使用については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。
- (5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (6) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (7) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- (8) 処理区域 法第2条第8号に規定する区域をいう。
- (9) 特定施設 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設をいう。
- (10) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (11) 水道 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道をいう。
- (12) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいう。

(設置期限略)

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の接続方法及び内径等)

第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては、公共下水道のますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては、公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。
- (3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口(単位 人)	排水管の内径(単位 ミリメートル)
150未満	100以上
150以上300未満	150以上
300以上600未満	200以上
600以上	250以上

(勾配)

- (4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積(単位 平方メートル)	排水管の内径(単位 ミリメートル)
200未満	100以上
200以上600未満	150以上
600以上	200以上

(勾配)

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるため設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の新設等を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 陶器、コンクリート、れんががその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、市長に申請し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定は、確認を受けた事項を変更する場合に準用する。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼす恐れのない変更にあつては、事前に市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)の設計及び施工は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した排水設備工事公認業者(以下「公認業者」という。)で行わなければならない。ただし、市において工事を実施するときはこの限りでない。

(公認業者)

第7条 公認業者に関する事項は、規則で定めるものとする。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内規則で定めるところによりその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

3 第1項の検査の結果適合していない箇所があるときは、当該排水設備等の新設等を行った者は、市長が指定した期間内に当該不備の箇所を改善しなければならない。

(従来の排水設備等の認定)

第9条 従来の排水設備等を使用しようとする者は、その旨を規則で定めるところにより市長に申請し、その使用が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、その使用が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、従来の排水設備等を使用する者に対し、検査済証を交付するものとする。

(代理人及び総代人)

第10条 法第10条第1項の規定により排水設備を設置すべき者又は使用者が、市内に住所を有しないときは、この条例に定める事項を処理させるため、市長は、その者に対して市内に住所を有する代理人の選定を命ずることができる。

2 市長は、排水設備を共有する者に対して、この条例に定める事項を処理させるため、当該共有者のなかから総代人の選定を命ずることができる。

### 第3章 公共下水道の使用

(使用開始等の届出)

第11条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 法第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をしたものと見なす。

3 使用者に異動があつたときは、使用者はその旨を市長に届け出なければならない。

(し尿の排除の制限)

第12条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときには、水洗便所によってこれをしなければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第13条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (4) ノルマルヘキササン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(窒素、リン類は略)

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水に係る前項第1号から第3号までに掲げる項目に関する水質基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理

施設(流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設をいう。)で処理させる汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるときその他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める数値を当該基準とする。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
- (2) 生物学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
- (3) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満

3 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、当該下水について第1項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質(前項の規定が適用される場合にあっては、同項各号に定める水質)よりゆるやかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る第1項に規定する水質の基準は、前2項の規定にかかわらず、その排水基準とする。  
(除害施設の設置等)

第14条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を公共下水道に継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第15条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を公共下水道に継続して排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

- (1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (4) 生物学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (7) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、大阪府公害防止条例(昭和46年大阪府条例第1号)により、当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水について排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水に係る前項第2号から第5号までに掲げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設(流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設をいう。)で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるときその他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める数値を当該基準とする。

- (1) 温度 40度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
- (3) 生物学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満

(除害施設の設置の届出)

第16条 除害施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。届出を行った事項を変更するときも同様とする。

2 前項の規定により届出を行った者は、当該届出の日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る工事に着手してはならない。ただし、市長が当該届出に係る内容について相当であると認めるときは、その期間を短縮することができる。

3 第1項の規定により市長に届出し、当該工事に着手しようとするときは着手の前日までに、当該工事を完了したときは完了の日から7日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

4 除害施設の設置者は、当該工場又は事業場から公共下水道に継続して下水を排除することになったときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(改善命令)

第17条 市長は、第14条及び第15条の規定に違反して、下水を公共下水道に排除している者又は排除しようとする者に対し、期限を付して除害施設の設置その他必要な措置を命じ、又は公共下水道への排除の停止を命ずることができる。

#### 第4章 使用料

(使用料の徴収)

第18条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、1月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、2月ごと又は随時に徴収することができる。

3 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、集金又は納入通知書により徴収する。

(使用料の算定方法)

第19条 使用料の額は、毎使用月において、使用者が公共下水道に排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。

第20条 使用月の途中において、公共下水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合の使用料は、1使用月分の使用料とする。

(汚水排除量の認定)

第21条 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、泉南市水道事業給水条例(昭和46年条例第27号)第21条の規定に基づき、水道料金を算出するときに算出された水道水の使用水量とする。
- (2) 前項の場合において、使用水量と汚水の排出量とが著しく相違する等の特別の理由があると認めるときは、市長が認定する量とする。
- (3) 水道水以外の水を使用した場合は、規則で定めるところにより市長が認定する量とする。

(資料の提出)

第22条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(一時使用の場合の特例)

第23条 市長は、第18条の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用しようとする者その他公共下水道を一時使用しようとする者から、使用料の概算額を前納させることができる。

2 市長は、前項の規定により徴収した使用料について、使用者から公共下水道の使用を廃止する旨の届出があったとき又は市長が必要と認めるときに精算し、過不足があるときは還付又は追徴する。

(使用料の減免)

第24条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

#### 第5章 行為の許可及び占用

(行為の許可)

第25条 法第24条第1項に規定する許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した位置図及び平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した平面図
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要があると認める書類

(許可を要しない軽微な変更)

第26条 法第24条第1項に規定する条例で定める軽微な変更とは、同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の添加で、同項の許可を受けた者が当該許可を受けた物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占用)

第27条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下この条において「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 市は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に定める物件については、この限りでない。

- (1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件
- (2) 公益上その他特別の事情があると認められる占用物件

(占用料)

第28条 前条第2項に規定する占用料の額及び徴収方法については、泉南市道路占用条例(昭和43年条例第11号)第2条、第3条及び第5条の規定を準用する。

(原状回復)

第29条 第27条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長において原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、第28条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不相当であると認められた場合の措置について必要な指示をすることができる。

#### 第6章 都市下水路

(準用規定)

第30条 第25条から第29条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、これらの規定中「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と、「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と読み替えるものとする。

#### 第7章 罰則

(罰則)

- 第31条 次の各号の一に該当する者については、50,000円以下の過料を科する。
- (1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
  - (2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
  - (3) 第8条第1項及び第16条の規定による届出を怠った者
  - (4) 第12条、第13条、第14条、第15条、第25条、第27条及び第30条の規定に違反した者
  - (5) 第17条の規定による命令又は第29条第2項の規定による指示に従わなかった者
  - (6) 第5条第1項、第25条若しくは第27条の規定による申請書又は第5条第2項、第11条若しくは第16条の規定による届出書で、不実の記載のあるものを提出した申請者又は届出者
- 2 前項の第5号中第29条に関する部分並びに第6号中第25条及び第27条に関する部分の規定は、都市下水路についても準用する。
- 第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の過料を科する。

第8章 雑則

(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

第8条の泉南市下水道条例の一部を改正する条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月19日条例第31号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年7月1日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第19条及び別表の規定は、平成15年10月分以後の公共下水道使用料から適用し、同年9月分以前の公共下水道使用料については、なお従前の例による。

別表(第19条関係)

区分	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1月につき)	
	水量	料金	水量	料金 (1立方メートルにつき)
一般汚水	6立方メートルまでの分	360円	7立方メートルから20立方メートルまで	90円
			21立方メートルから30立方メートルまで	108円
			31立方メートルから50立方メートルまで	126円
			51立方メートルから100立方メートルまで	144円
			101立方メートルから200立方メートルまで	168円
			201立方メートルから500立方メートルまで	192円
			501立方メートルから1,000立方メートルまで	216円
			1,001立方メートル以上	239円
浴場汚水	1立方メートルにつき			21円

備考 浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場から排出される汚水をいう。